○国土交通省告示第千三百十三号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）第十七条の七の規定により、登録証明事業を行う者の氏名又は名称等の変更の届出があったので、同規則第十七条の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十三年十二月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録番号　第一号

二　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録証明事業を行う者の氏名又は名称	財団法人日本ビルヂング経営センター	一般財団法人日本ビルヂング経営センター
登録証明事業を行う事務所の名称	財団法人日本ビルヂング経営センター	一般財団法人日本ビルヂング経営センター

三　変更年月日　平成二十三年十二月一日

○国土交通省告示第千三百十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5078号	第二種船橋航海当直警報装置	ＩＥ―806	山本鐵工株式会社	広島県府中市中須町167番地4

○国土交通省告示第千三百十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5042号	救命胴衣（膨脹式）	Ｆ―06Ａ型	藤倉ゴム工業株式会社	東京都品川区西五反田２丁目11番20号

○東北地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四　号	福島県伊達郡桑折町大字谷地字下割付七番一から同町大字谷地字西谷地一二番二まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第四百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	ＢＡ　七・一〇～一〇・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　七・一〇～一〇・〇〇メートル 二二・〇〇～一九四・〇〇メートル	四〇・五三四 五二・九四〇 四〇・五三四	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市日輪寺町字諏訪前二二八番三地先から同市日輪寺町字諏訪前二一八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第四百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市日輪寺町字京塚一八一番一地先から同市日輪寺町字東田三二四番二地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第四百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
群馬県利根郡みなかみ町布施字布施宿二七九番一から同町布施字石畑四三五番一まで	前	八・五〇～一四・四〇メートル	〇〇・一二三キロメートル	
	後	八・七〇～三三・八〇メートル	〇〇・一二三	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所